

上田合同庁舎清掃及び設備管理業務委託契約書（案）

長野県上田地域振興局長 鈴木 英昭（以下「委託者」という。）と、
（以下「受託者」という。）は、
次の条項により、上田合同庁舎清掃及び設備管理業務に関する委託契約を締結する。

（総則）

- 第1条 委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
- 2 受託者は、本契約の履行に際し知り得た委託者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。
- 3 この契約書に定める請求、通知及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して委託者と受託者で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 7 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約書は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（委託業務）

- 第2条 委託業務の名称等は、次のとおりとする。
- (1) 業務の名称 上田合同庁舎清掃及び設備管理業務
- (2) 業務の内容 別添「上田合同庁舎清掃及び設備管理業務仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり。
- (3) 業務の開始日 令和3年（2021年）4月1日
- (4) 業務の終了期限 令和5年（2023年）3月31日

（業務の実施）

第3条 受託者は、仕様書に基づき第2条の作業を実施しなければならない。

（委託料）

第4条 委託料は、年額〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（月額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）
（うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）

（契約保証金）

- 第5条 契約保証金は、〇, 〇〇〇, 〇〇〇円をこの契約締結と同時に委託者へ支払うものとする。
- 2 委託者は、第7条第1項の規定により検査に合格し、委託業務完了報告書（成果品）の引渡しを受けた後、速やかに契約保証金を返還するものとする。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

<p>○契約保証金の納付に代えて、国債、金融機関の保証等の担保を提供した場合</p> <p>第5条 契約保証金は、円とし、受注者はその納付に代えて発注者に対して 次の担保を提供する。</p> <p>2 発注者は、受注者がこの契約による債務の履行を完了したときは、速やかに前項の担保を返還するものとする。</p>
<p>○契約保証金の納付を免除する場合（保険会社の履行保証保険の場合）</p> <p>第5条 契約保証金は、円とし、その納付は免除する。ただし、受注者は この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険の締結後、その保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p>
<p>○契約保証金の納付を免除する場合（過去2年間に2回以上の履行実績等により、履行確実の場合）</p> <p>第5条 契約保証金は、円とし、その納付は免除する。</p> <p>2 受注者は、この契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に納付するものとする。</p>

（作業員等）

第6条 受託者は、当該委託業務を実施するため必要な作業員を常駐させるとともに、作業を指揮監督する者（実務経験2年以上）を置かなければならない。

2 作業員又は指揮監督する者で、委託者が不適格者と認めたときは、理由を明示のうえ受託者にその交代を求めることができる。

（検査・監督）

第7条 受託者は、仕様書I-5に定める報告書を委託者に提出し、検査を受けなければならない。

2 委託者は、受託者の実施した作業について、随時作業等の状況の監督・検査を行い又は報告を求め、その作業の改善あるいは停止その他の措置を求めることができる。

3 委託者は、受託者が実施した作業が仕様書及び基準表に示すものに適合しないと認めたときは、その作業の手直しを求めることができる。この場合の費用は受託者の負担とする。

4 委託者は、業務の実施上必要があると認めるときは受託者に対し、所要の措置を求めることができるものとする。

（委託料の支払）

第8条 受託者は、前条の検査に合格したときは、月ごとの委託料を翌月に委託者に請求することができる。

2 委託者は、毎月、受託者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

（損害の負担）

第9条 受託者の当該委託業務の実施に関し生じた事故等による一切の損害は、受託者が負担するものとする。

(機械器具等の貸付返還)

第10条 委託者は、当該委託業務の実施に要する次の機械器具等は無償で受託者に使用又は貸付けるものとする。

- (1) コントロール室、ボイラー室、電気室、自家発電機室、空調室、分電盤室及び水槽室
- (2) 上記(1)に設置されている当該委託業務の実施に必要な設備機器及び机等
- (3) 当該委託業務の実施に必要な設備機器の取扱説明書、付属品及び特殊工具
- (4) 当該委託業務の実施に必要な関係図面
- (5) 休憩室
- (6) その他委託者、受託者が協議の上定めたもの

2 受託者は、当該委託業務の終了とともに借り受けた機械等を委託者に返還するものとする。

3 機械器具等の返納があったとき、委託者は、受託者の立ち会いのもとに検査を行うものとし、受託者の責めに帰すべき事由による滅失、き損を発見したときは、受託者にその修理その他原状回復に必要な経費を支払わせるものとする。

(契約内容の変更)

第11条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

2 前項の場合、委託者と受託者が協議の上、委託料、その他の契約内容を変更するものとする。

3 委託者は、第1項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第12条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第13条 受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約解除)

第14条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 受託者が第2条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが認められるとき。
- (2) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。
- (3) 前各号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

(談合その他の不正行為による解除)

第 14 条の 2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第 7 条の 2 第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(歳出予算に計上されない場合の解除)

第 14 条の 3 委託者は、委託者の歳出予算において、この契約に係る予算が計上されない場合は、この契約を解除するものとする。

- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受託者に損害が生じたときは、委託者にその賠償を請求することができる。

(再委託契約に関する契約解除)

第 14 条の 4 委託者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

- 2 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

(債務不履行の損害賠償)

第 15 条 受託者は、その責に帰すべき事由により、第 2 条に規定する期間内に委託業務を完了しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日までの日数に応じ、委託料に対し年 2.6%の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

- 2 委託者は、その責に帰すべき事由により、第 8 条に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年 2.6%の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。
- 3 受託者は、第 14 条、第 14 条の 2 及び第 14 条の 4 の規定により契約が解除されたときは、第 5 条に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。
- 4 委託者は、前項の場合において、第 5 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
- 5 受託者は、第 1 項又は第 3 項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第 16 条 受託者は、第 14 条の 2 の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の 2 倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第 14 条の 2 第 1 号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法 (昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号) 第 6 項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第 17 条 受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決)

第 18 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

(個人情報の保護)

第 19 条 受託者は、この契約により業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために別紙に掲げる事項を遵守しなければならない。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 月 日

委託者 住 所 長野県上田市材木町 1 丁目 2 番 6 号
職・氏名 長野県上田地域振興局長 鈴木 英昭 ⑩

受託者 住 所
法 人 名
代表者職・氏名 ⑩

(別紙)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

(持ち出しの禁止)

第4 個人情報が記載された資料等を委託者の許可なく指定された場所以外に持ち出してはならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止に努めるとともに、受託者は個人情報の適正な管理をするために、個人情報の管理に関する責任者及び作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、複写及び複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 委託者の承諾のあるときを除き、個人情報を取り扱う業務は自らが行き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還)

第9 この契約による業務を処理するために、委託者から提供を受け、又は受託者等が自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(指示等)

第10 委託者は、業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受託者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故時の報告対応)

第11 受託者は、個人情報の取扱いについて違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。